

( 新規・更新 )

# 利用権設定申出書兼 農用地利用集積等促進計画（一括） 申出書

令和●●年●●月●●日

下松市長

様

申出人

住所 下松市大手町1丁目2番3号

氏名 所有 太郎

(電話 44 - 1234 )

別紙農用地について、農用地利用集積等促進計画（一括）の定めるところにより利用権の設定等を受けたいので申し出いたします。

- 日付（記入日）
- 住所
- 氏名
- 電話番号
- 自署（枠外のところ）
- 利用権の種類
- 利用の内容
- 契約期間
- 利用内容が樹園地・施設用地がある場合は

記入例

自署 お忘れなく！

様式14

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（一括）

所有（自署）太郎 借受（自署）花子

手書き用

<p>公社（乙）に利用権の設定を受ける者（甲）（地権者）</p> <p><b>地権者（出し手）記入</b></p> <p>（甲 自署）          令和●年●月●日※          （住所）<b>下松市大手町1丁目2番3号</b>          （氏名）<b>所有 太郎</b>          （電話番号）<b>0833-44-1234</b></p>	<p>利用権の設定を受け・設定を行う者（公社）（乙）</p> <p>（住所）山口市桜島三丁目2番1号          （名称）公益財団法人やまぐち農林振興公社          （山口県農地中間管理機構）          理事長 桑原 恵利          （電話番号）083-924-0067</p>	<p>公社（乙）を通じて利用権の設定を受ける者（丙）（耕作者）</p> <p><b>耕作者（受け手）記入</b></p> <p>（丙 自署）          令和●年●月●日※          （住所）<b>下松市大手町2丁目3番4号</b>          （氏名）<b>借受 花子</b>          （電話番号）<b>0833-44-5678</b></p>
---	--	--

1 各筆明細

利用権を設定する農地							設定する利用権						
NO	所在： 大字	下松市 字	地番	地目※	登記面積 (㎡)	契約面積 (㎡)	利用権の 種類	利用の内容	(甲)が(乙)及び(乙)が(丙)に 貸借で設定する契約期間		賃料		賃料の 支払方法
									始期	終期	金納年額(円)	物納年数量(kg)	
1	〇〇	〇〇	100	田畑	2,000	2,000	賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	令和 7年11月1日	令和 18年3月31日	<input checked="" type="checkbox"/> 7,600円	<input type="checkbox"/> kg	丙が甲に直 接支払う
2	△△	△△	101	田畑	3,000	3,000	賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	令和 7年11月1日	令和 18年3月31日	<input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> kg	
				田畑			賃貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> kg	
				田畑			賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> kg	

賃料・物納がある場合

無料で借りる場合

有りの場合

※甲、丙自署欄の「日付け」は必須項目。 ※他（ ）のカッコ内は ①山林 ②原野 ③雑種地

<p>2 債権譲渡及び代物弁済に係る合意事項</p> <p>(甲) 上記の利用権が設定された農地に係る乙の丙に対する賃料請求権を、乙から甲へ債権譲渡(民法第466条及び467条)することにより、乙の甲に対する賃料支払債務が弁済される(代物弁済という)ことを承諾します。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。</p> <p>(丙) 上記の利用権が設定された農地に係る契約期間における乙の丙への賃料請求権を、乙から甲に譲渡されることを承諾します(民法第466条及び467条)。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。</p>	<p>3 農地附属物に関する合意事項</p> <p><input type="checkbox"/> 果樹・施設等農地附属物が有る(予定含む)</p> <p>果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。</p> <p>果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。</p>
---	---

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

記入例

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（個人）

整理番号	氏名又は名称		借受 花子口			性別	女	年齢	62 歳	農作業従事日数	250 日				
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)						
				世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力 (年間延労働日数)		種類	数量	種類	数量			
農地	5,000 m <sup>2</sup>	農地	1,000 m <sup>2</sup>	男	1 人	農業専従者		人日			トラクター	1			
採草放牧地	m <sup>2</sup>	採草放牧地	m <sup>2</sup>			主として農業に従事する者							1 (1)	1 人	乾燥機
その他	m <sup>2</sup>	採草放牧地	m <sup>2</sup>		農業補助者		2 (1)						1 人		
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)				地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。											

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積（(A) 欄の面積）は除く。
- (4) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。